

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

土庄町の事業者数は、891 であり、産業別就業人口の比率は、第 1 次産業 6.6%、第 2 次産業 25.8%、第 3 次産業 67.6%となっている。また、有効求人倍率は、1.55 と県平均 1.48 を上回る値である。さらに、高齢化率は 46.2%で全国平均の 31.5%を大きく上回り、平成 27 年から令和 2 年にかけての人口増減率は-8.3%と、少子高齢化が大きく進みつつある。

農業は、古くから稲作、畑作、果樹、オリーブ栽培などが盛んであったが、深刻な担い手不足や鳥獣による農作物被害により、農業従事者の意欲も低下しつつあり、そういった状況が耕作放棄地の増加を引き起こしている。今後は、これらの問題に対して、農業経営の安定化を図ることにより、新規就農者の確保・育成に取り組み、担い手不足の解消を推進するため、農産物のブランド化及び 6 次産業化を推進する必要がある。

商業は、飲食料品や日用雑貨などの最寄品の販売を中心に単一業種店で形成され、全体的にも店舗規模が小さく、品揃えが十分ではない零細店が多い。また、大型店舗進出の影響などから、中心市街地に買物客が集中し、後継者不足とともに町内の商店数は減少傾向にある。主産業である、ごま油、手延べそうめん、オリーブ加工品などの製造業は、その多くが小規模経営であり、生産性は低く、発展性に乏しい面もみられ、景気の低迷とあわせて非常に厳しいものとなっている。こうした現状に対応するため、平成 24 年には町企業誘致条例を制定し、現在、企業誘致に努めている。

小豆島本島及び豊島においては、観光業をはじめとする第 3 次産業への従事者が多い。また、醤油や佃煮、素麺、オリーブなどの食品産業等を中心として、島の地域資源を生かした伝統的な地場産業が数多く存在している。

観光客数の減少に伴い、新たな観光施設の整備や観光ルートの設定、更なる観光資源の掘り起こしなどを通して、おもてなし・おせったいの心を全面に出した「滞在型観光」を推進している。

漁業においては、漁業経営体数、保有漁船数は減少の一途をたどっており、漁業の零細化が顕著となっている。起伏に富んだ海底や、天然の岩礁など好条件に恵まれながら、気象条件等の要因による漁獲量の減少や、産地間競争による生産者魚価の低迷、食の「魚離れ」などにより、漁業所得が減少し、生活への不安から後継者が漁業から離れていくなど、深刻な状況となっている。このような中、漁港施設の整備・改修を進め、漁業環境の整備を行うとともに、将来の後継者を育て、漁業に親しむ機会を提供するため地引網体験や水産食育教室を実施してい

る。また、四海地区において官民一体となって「島鱧」のブランド化を推進している。

商業・工業の振興は、地域活力の向上や雇用の創出、さらには町の財政や定住促進に直結するものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めている。

人口減少傾向にある同町においては、若者の地域への定住促進のためにも、産業振興を図り魅力ある雇用の場を創出していくことが重要であり、企業誘致と地元企業の振興による雇用の拡大が喫緊の課題である。

※出展 事業者数：平成 28 年経済センサス

産業別就業人口、高齢化率及び人口増減率：令和 2 年国勢調査

有効求人倍率 令和 5 年 2 月職業安定業務統計速報

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に先端設備等導入計画の認定事業者 10 者程度（年間平均 5 者程度）を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の伸び率が年平均 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町の産業は、卸売業、小売業、製造業、宿泊業、飲食業、建設業等、多岐に渡り、多様な業種が土庄町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町の産業は、平野部、臨海部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本町の産業は、卸売業、小売業、製造業、宿泊業、飲食業、建設業等、多岐に渡り、多様な業種が土庄町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日から令和7年6月25日とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるもの又は町税その他本町に納付すべきものの滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。